

豊見城市国民保護計画

平成 1 9 年 8 月

豊 見 城 市

1 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
国民保護計画	指定行政機関の長、知事及び市町村長が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態対処法施行令第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で武力攻撃事態対処法施行令第2条に定める機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	県の区域において、ガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの
利用指針	武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、武力攻撃事態等対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。）等の利用に関する指針
NBC攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃

武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国民保護法（法）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
国際人道法	武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、非人道的行為の処罰などを定めている国際法
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、平成17年3月に国が定めた「国民の保護に関する基本指針」
県国民保護計画	沖縄県国民保護計画
県国民保護協議会	沖縄県国民保護協議会
県国民保護対策本部	沖縄県国民保護対策本部
県緊急処理事態対策本部	沖縄県緊急処理事態対策本部
市国民保護計画	豊見城市国民保護計画
市国民保護協議会	豊見城市国民保護協議会
市地域防災計画	豊見城市地域防災計画
市対策本部	豊見城市国民保護対策本部
市緊急処理事態対策本部	豊見城市緊急処理事態対策本部
市現地対策本部	豊見城市国民保護現地対策本部

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急対処事態	15
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部局等における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	県との連携	22
3	近接市町村との連携	23
4	指定公共機関等との連携	23
5	ボランティア団体等に対する支援	24
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	35
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	37
1	市における備蓄	37
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
第4章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	41
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	41
1	事態認定前における市緊急事態連絡会議等の設置及び初動措置	41
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	43
第2章	市対策本部の設置等	44
1	市対策本部の設置	44
2	通信の確保	51
第3章	関係機関相互の連携	52
1	国・県の対策本部との連携	52
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	52
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	53
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	54
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
6	市の行う応援等	55
7	ボランティア団体等に対する支援等	55
8	住民への協力要請	56
第4章	警報及び避難の指示等	57
第1	警報の伝達等	57
1	警報の内容の伝達等	57
2	警報の内容の伝達方法	58
3	緊急通報の伝達及び通知	59
第2	避難住民の誘導等	60
1	避難の指示の通知・伝達	60
2	避難実施要領の策定	61
3	避難住民の誘導	65

4	武力攻撃事態等の類型における留意事項	68
第5章	救援	71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72
第6章	安否情報の収集・提供	73
1	安否情報の収集	73
2	県に対する報告	74
3	安否情報の照会に対する回答	74
4	日本赤十字社に対する協力	75
第7章	武力攻撃災害への対処	76
第1	武力攻撃災害への対処	76
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	76
2	武力攻撃災害の兆候の通報	76
第2	応急措置等	78
1	退避の指示	78
2	警戒区域の設定	79
3	応急公用負担等	81
4	消防に関する措置等	81
第3	生活関連等施設における災害への対処等	84
1	生活関連等施設の安全確保	84
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
第4	NBC攻撃による災害への対処等	86
第8章	被災情報の収集及び報告	89
第9章	保健衛生の確保その他の措置	90
1	保健衛生の確保	90
2	廃棄物の処理	91
第10章	国民生活の安定に関する措置	92
1	生活関連物資等の価格安定	92
2	避難住民等の生活安定等	92
3	生活基盤等の確保	92
第11章	特殊標章等の交付及び管理	93
第4編	復旧等	95
第1章	応急の復旧	95
1	基本的考え方	95
2	公共的施設の応急の復旧	95
第2章	武力攻撃災害の復旧	97
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	98
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	98

2	損失補償及び損害補償	98
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	98

第5編	緊急対処事態への対処	99
1	緊急対処事態	99
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	99

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記①～⑤に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

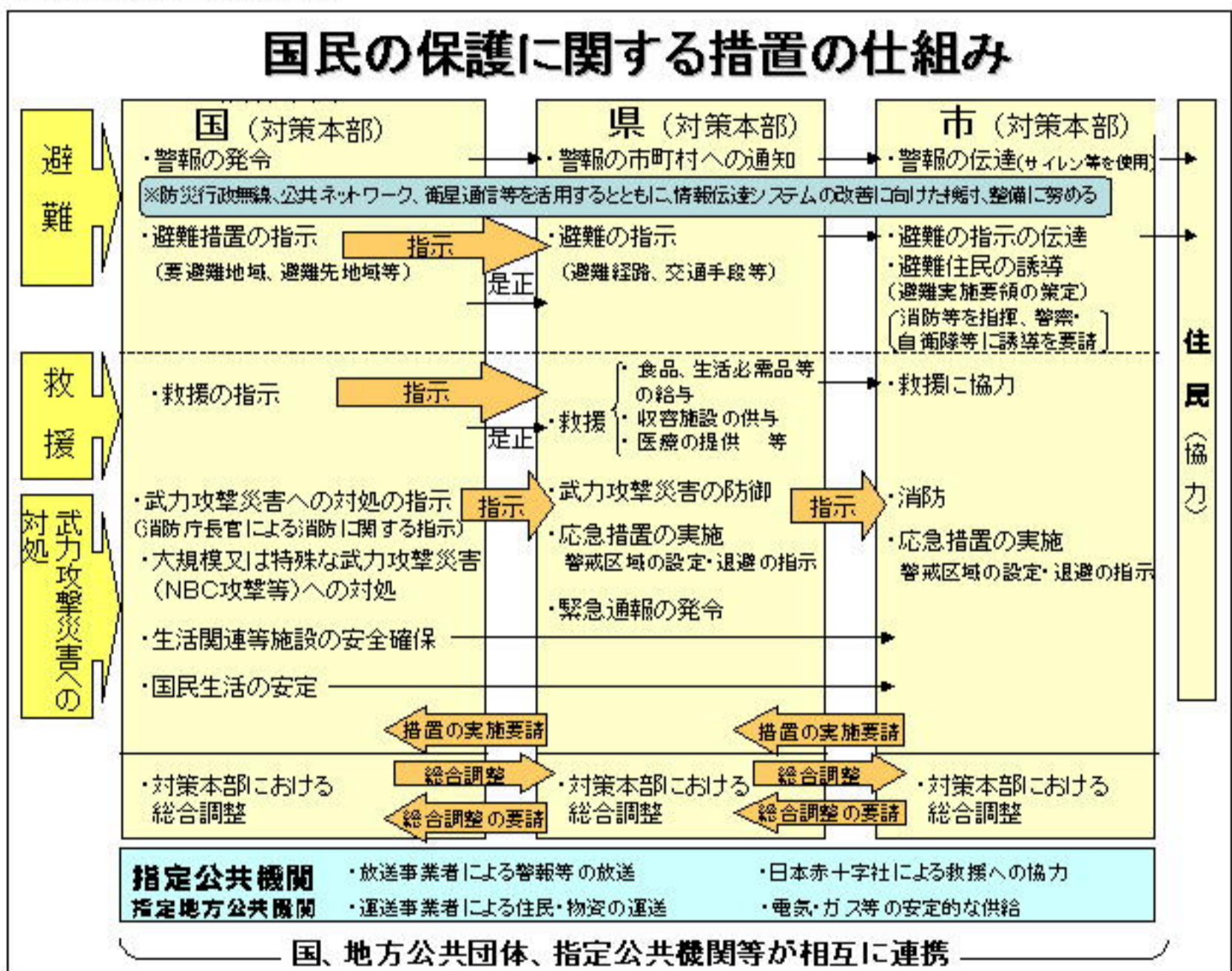
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の仕組み】



【市の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 市国民保護計画の作成 市国民保護協議会の設置、運営 市対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練

	<p>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	--

【県の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
沖縄県	<p>1 県国民保護計画の作成</p> <p>2 県国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報の通知</p> <p>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

【指定地方行政機関の事務】 ※県国民保護計画における事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<p>1 九州管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 九州管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p>
那覇防衛施設局	<p>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整</p> <p>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p>
沖縄総合通信事務所	<p>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</p> <p>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</p> <p>3 非常事態における重要通信の確保</p> <p>4 非常通信協議会の指導育成</p>
沖縄総合事務局	<p>1 地方公共団体に対する災害融資</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会 5 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 6 農業関連施設の応急復旧 7 救援物資の円滑な供給の確保 8 商工業界の事業者の業務の正常な運営の確保 9 被災中小企業の振興 10 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 11 港湾施設の使用に関する連絡調整 12 港湾施設の応急復旧 13 運送事業者への連絡調整 14 運送施設及び車両の安全保安
沖縄地区税関	輸入貨物の通関手続
九州厚生局沖縄分室	救援等に係る情報の収集及び提供
沖縄労働局	被災者の雇用対策
九州森林管理局 (沖縄森林管理署)	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
那覇産業保安監督事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 発電所、ガス工作物等の施設及び火薬類、高圧ガス等の危険物質等の保安確保
大阪航空局 (那覇空港事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
那覇航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
沖縄气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第十一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

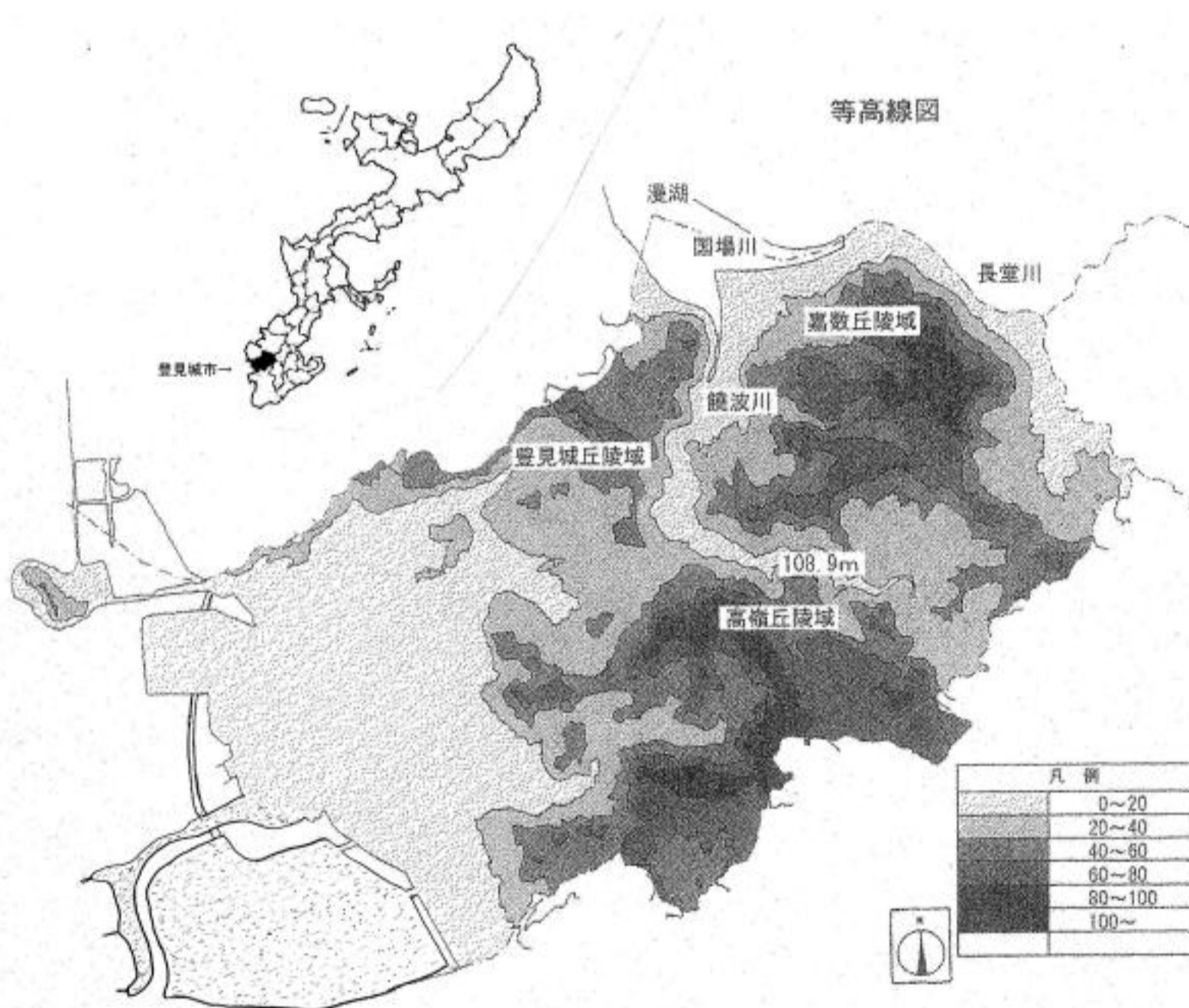
【指定公共機関及び指定地方公共機関の事務】 ※県国民保護計画における事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
日本郵政公社	郵便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
道路管理者	道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 市の地形



本市は、沖縄本島南西部にあって、北緯26度10分、東経127度40分に位置する。市の北側を県都である那覇市、東を南風原町及び八重瀬町、南を糸満市と接し、西は東シナ海に面している。

面積は、19.4平方kmで、市の地形的特徴としては、内陸部となる東側一帯が緩

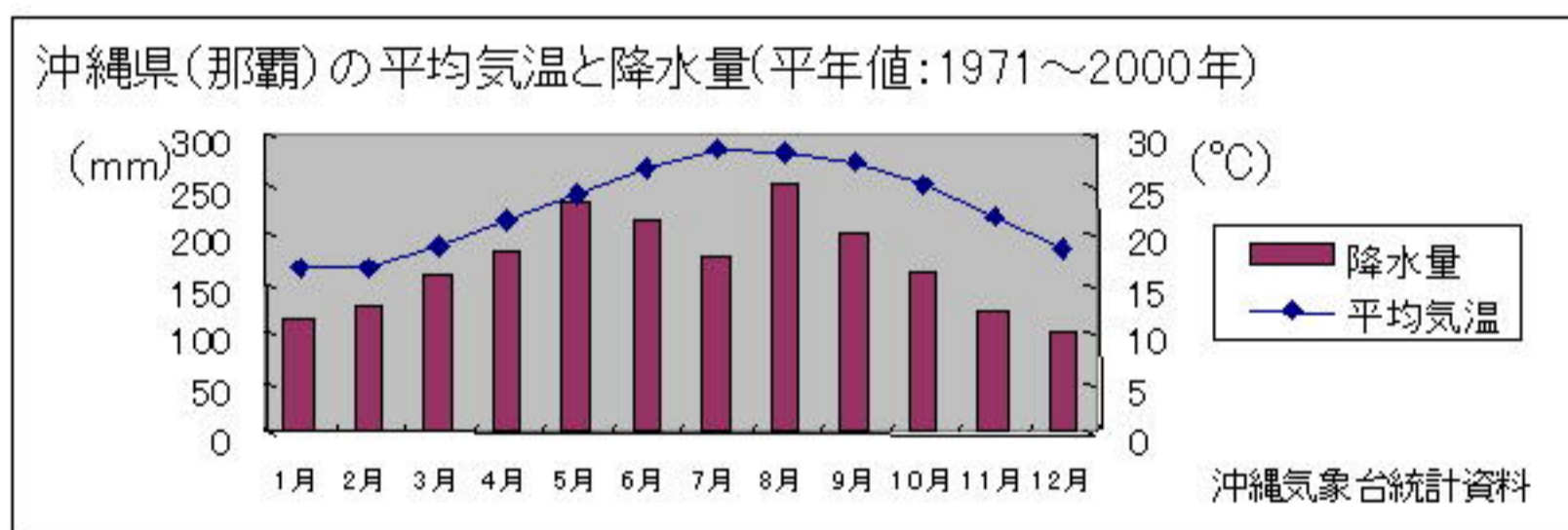
やかな起伏を持つ丘陵地帯で形成され、沿岸部である西部一帯は、志茂田平野を中心に平野部が広がっている。

主な丘陵地帯としては市内北東部に展開する嘉数丘陵域、東南部に位置し市内最標高108.9mを擁する高嶺丘陵域及び北西部の豊見城丘陵域などが連なり、それらの丘陵地帯の合間に広がる平野部には長堂川、饒波川が流れ、国場川、漫湖へと合流する。また西部においては保栄茂川が西部沿岸域へと流れている。

また、市内北西端には、沖縄の空の玄関・那覇空港が隣接するほか、漫湖から最下流域に至れば那覇港が存在するなど、県内の主要な空港・港湾とも近接した距離にある。このほか、那覇空港に隣接して沿岸部には本島側と海中道路で繋がっている瀬長島があり、住宅は存在しないが行楽客等が自由に往来している。さらに西沿岸部の与根・翁長地先は、平成9年より豊崎地区として海岸が埋立てられ、居住区域、商業区域、レジャー区域としての複合的開発が進められ年々、県内外から訪れる観光客等の往来も増加している。

市内には国道331号や那覇空港自動車道、県道11号線、奥武山米須線（県道7号線）、県道68号線などの国、県の幹線道路が走っており、那覇地域から南部地域との陸路、とりわけ小禄地区及び糸満市域とを結ぶ交通の要衝となっている。

(2) 気候

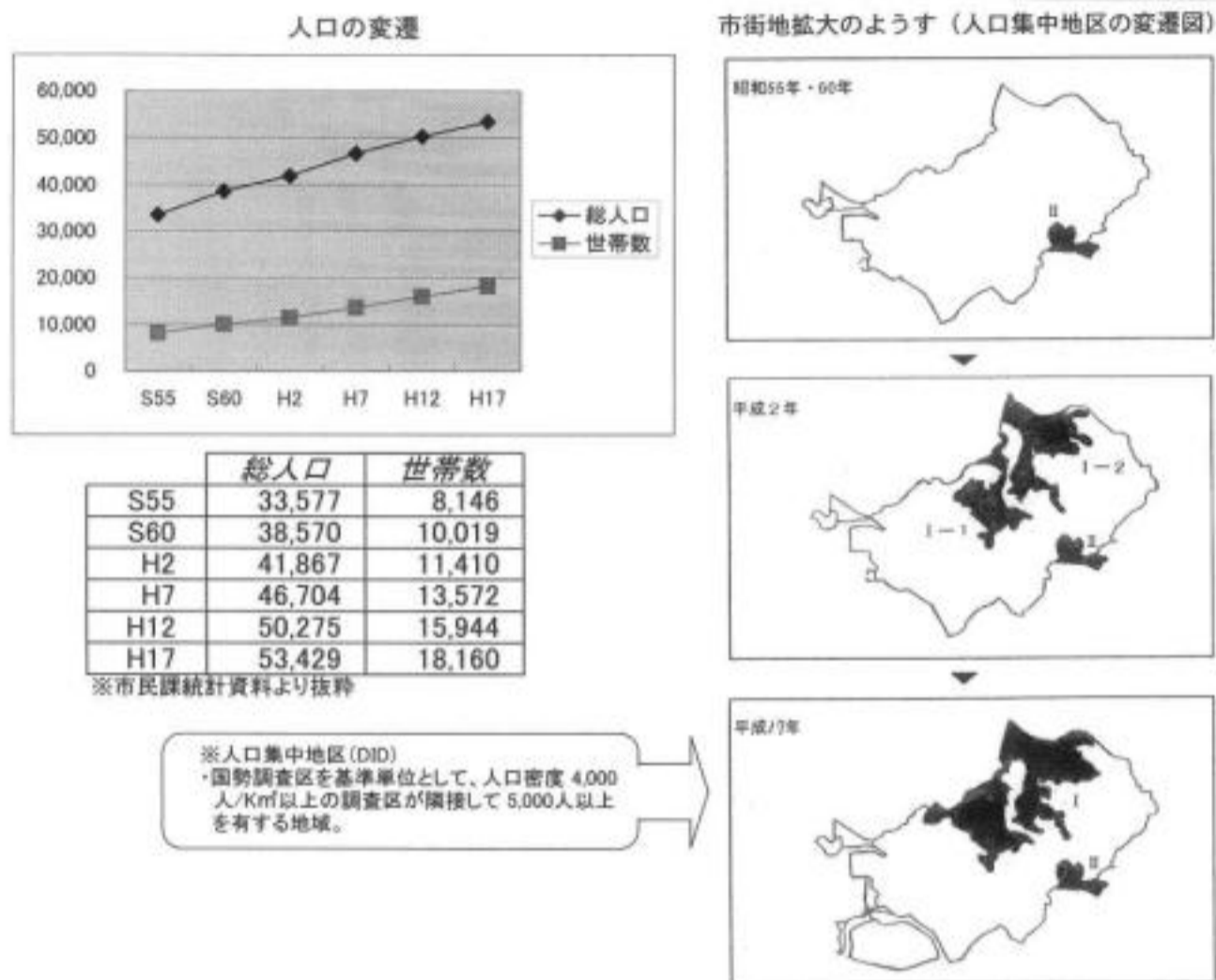


本市は、四季を通じて温暖多湿で、亜熱帯海洋性気候特有の天候が多く見られる。年平均気温は22.4度、最寒月の1月でも16.0度と温暖で、年降水量は2036.8mm、5~6月の梅雨期と台風が多い夏季に多雨現象が見受けられる。大きな特徴として、アジア季節風帯にあって、夏と冬の季節風の交替が顕著である。5月~8月は南寄り、10月~翌3月にかけては北寄りの季節風が吹く。冬季大陸性高気圧の張り出す北寄りの季節風が吹く時期には、一般に小雨を伴う曇天候が多く、南寄りの季節風期には晴天が多い。

台風の主要進路にあたり、その常襲地帯となっており、猛烈な暴風雨による被害を

受ける地域である。

(3) 人口分布



本市の人口は約 5 万 4 千人（平成 1 8 年 9 月現在）である。

市街地の状況としては、本土復帰（昭和 4 7 年）前後から、那覇市の都市圏拡大の影響を受け、ベッドタウンとして宅地開発等が活発化、従前の人口規模（約 1 万人）を大きく上回るペースで急激に増加した。

昭和 5 5 年の国勢調査時から、豊見城団地およびその周辺を含む約 4 0 ha が「人口集中地区」となったのを皮切りに、平成 2 年国勢調査時には県道 7 号線、1 1 号線、6 8 号線を軸として、新たに人口集中地区が発生、その後も拡大を続け、市域の 2 3. 6 % にあたる 4 2 0 ha が人口集中地区となっている。

具体的な人口集中地区としては、字高嶺、平良の豊見城団地地区、字嘉数、根差部、高安地区及び字豊見城、宜保、上田地区など、市内中心部から北東部にかけて人口の集中が見られる。

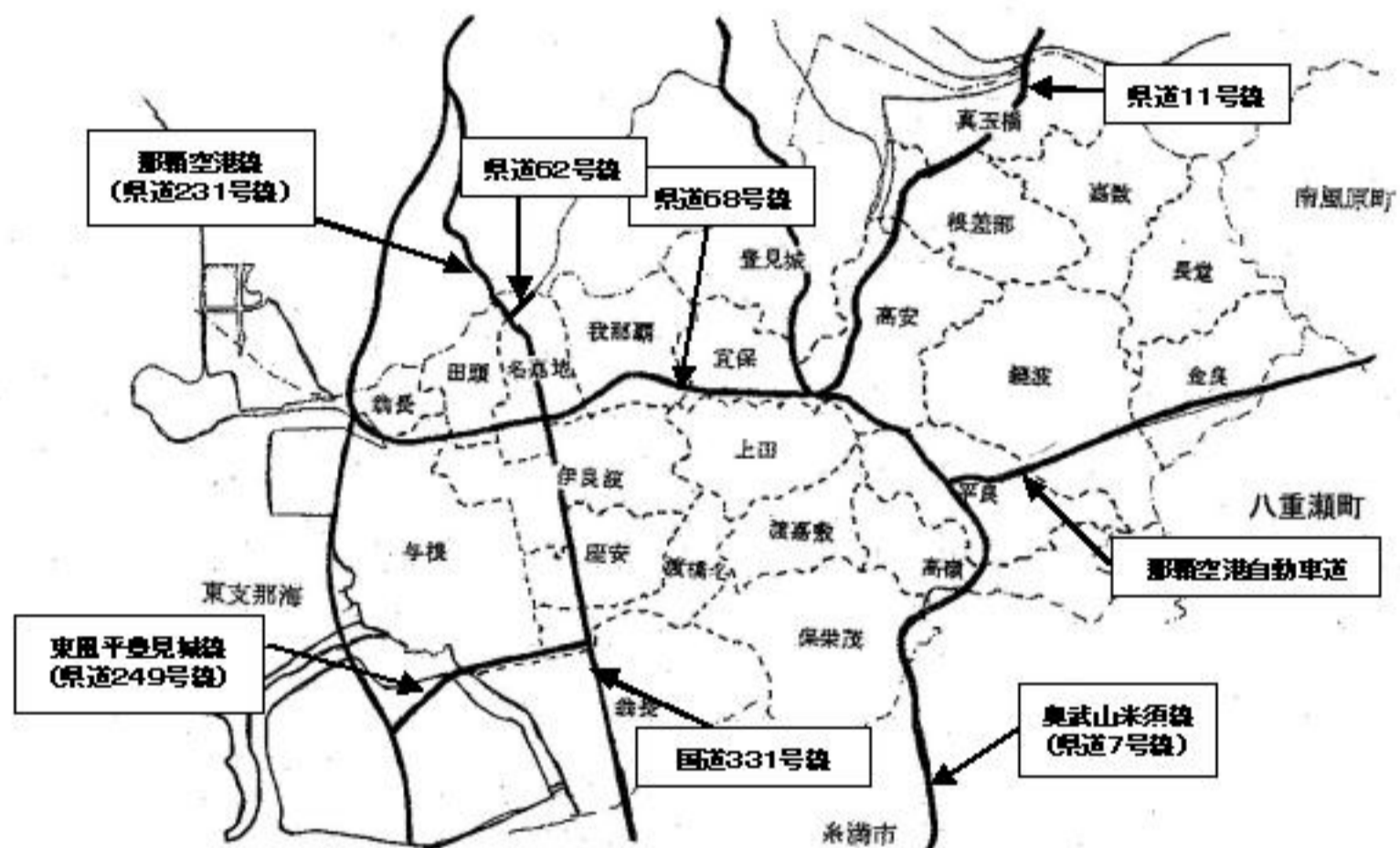
地域別の人口推移を見ると、宜保地区や豊見城地区など市内の中心部や豊崎地区な

ど埋立て新興地域などで増加率の向上が著しい。

本市は、県都那覇市に隣接し、区画整理事業や幹線道路の整備等、都市基盤整備の拡充に伴い、人口は増加の一途をたどってきた。今後も進展する都市基盤整備と市街地の整備によって人口の増加が予想される。

さらに近年、エアウェイリゾート豊見城構想として、瀬長島、与根、豊崎地区など市内西沿岸部が観光振興地域に指定されたことと併せ、観光や行楽客等の入域が増加してきたことから、高齢者と併せ観光客等の避難先が課題である。

(4) 道路の位置等



市内における陸上交通は、もっぱら道路に依存しており、道路の果たす役割は大変重要である。

とくに本市は、県都那覇市に隣接し、那覇都市圏から南部・島尻地域との陸路、とりわけ小禄地区及び糸満市域とを結ぶ交通の要衝となっている。市内には国道331号や那覇空港自動車道、県道11号線、奥武山米須線（県道7号線）、県道68号線など、国、県の幹線道路が走り、那覇市と本市とを隔てる国場川、漫湖流域には、真玉橋、とよみ大橋、爬龍橋など重要な橋梁が架かっている。また、平成22年には、那覇空港自動車道の一 구간として市内平良と上田間を結ぶ沖縄本島内最長の豊見城トンネルが開通する予定である。

そのような、県都隣接という立地的特徴並びに都市圏から南部地域への重要な交通

の通過点にあることから、市内の道路は日常的に慢性的な渋滞状況にある。このため、有事の際、避難の手段として多数の市民が自家用車を使用した場合、大渋滞を引き起こし、避難、救援などに重大な影響を及ぼすことが想定される。そのようなことから避難は、狭隘な市域であることも併せて考慮し、バス等や徒歩といった手段による避難を原則とする必要がある。

道路の破壊等、武力攻撃災害の状況によっては、瀬長島や豊崎地区など、橋梁で本島側と結ばれた沿岸地域が孤立する恐れがある。

(5) モノレール、空港、港湾等の位置等

① モノレール

県内における大量輸送機関として沖縄都市モノレールが那覇市内にて運行しているが、本市域内での路線運行はない。本市域を越え、那覇市等への避難がある場合などは、バス等との連絡によりモノレールを利用する可能性も考えられる。

② 空港

市域内には空港施設はないが、瀬長島北側には那覇空港が隣接している。

同空港へのアクセスは、通常、那覇市鏡水地域から進入するが、本市の場合同空港へ瀬長島を経由して海中道路（※但し、道路法に基づく道路ではない。）で繋がっているため、非常時においてはこの海中道路からの空港進入も可能である。空港を利用する避難に際し、大混雑が予想される場合には、このルートからの進入も検討する余地がある。この場合、本市のみならず小禄地区や糸満市方面からの避難住民の進入もあわせて検討する必要がある。

なお、那覇空港は自衛隊との共用空港である。

③ 港湾等

市域内には与根地区に与根漁港及び瀬長島海中道路沿いに瀬長船溜場があるが、いずれも小型船舶（漁船）が碇泊する小規模港であり、避難時の住民搬送に利用される可能性は低い。市北側には県の重要港湾である那覇港が近接しており、本市からは近距離でアクセスすることが可能である。

(6) 自衛隊施設

自衛隊施設

市域内に自衛隊施設は存在しない。しかし、5の(2)空港の項目で述べているように、市内北西端、瀬長島のすぐ北側に自衛隊共用の那覇空港が隣接している。

(7) その他

① 水源地等

市内には字嘉数、字饒波、字平良、字渡橋名など計6箇所の上水道配水池及び調整池がある。いずれも当該字の丘陵部に位置し、総貯水量は13,020トンで、貯水量の大きい順に平良配水池、渡橋名配水池、ニュータウン配水池、良長配水池、嘉数配水池、翁長調整池である。

また、豊見城市総合運動公園内には「耐震性貯水槽」2基200トンが設置されている。

なお、那覇市小禄に隣接する字豊見城地内の丘陵部には那覇市が管理する配水タンクも存在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている4類型を対象とする。

類 型	主 な 特 徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none">・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。・ 状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。・ 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none">・ 突発的に被害が生ずることも考えられるため、人口密集地域、橋りょう、トンネルなどに対する注意が必要。・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等と考えられる。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none">・ 発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。・ 極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none">・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも予想される。

※ 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定さ

れている事態を対象とする。

類 型	事 態 例
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・モノレール等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダートイーボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒物等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来